

平成 28 年度新宿区外部評価委員会第 3 部会 第 3 回会議要旨

<開催日>

平成 28 年 7 月 11 日（月）

<場所>

本庁舎地下 1 階 11 会議室

<出席者>

外部評価委員（5 名）

名和田部会長、小池委員、小菅委員、林委員、安井委員

事務局（2 名）

小泉行政管理課長、榎本主任

説明者（3 名）

男女共同参画課長、勤労者・仕事支援センター担当課長、保健予防課長

<開会>

【部会長】

ただいまより、第3回新宿区外部評価委員会第3部会を始めます。

本日は、外部評価の実施に当たり、お手元の次第のとおり、ヒアリングを実施します。

委員の皆様は、チェックシートが配られていますので、適宜メモ等の書き込みを行いながらヒアリングをしてください。

外部評価委員会は、テーマごとに委員会を三つの部会に分けており、この第3部会のテーマは「自治、コミュニティ、文化、観光、産業」です。

私は、外部評価委員会第3部会会長の名和田です。部会の委員は、小池委員、小菅委員、林委員、安井委員です。

本日は、五つの事業についてヒアリングを行うので、1事業につき、30分の想定でヒアリングを行います。

前半10分程度で事業や評価など内部評価シートの内容をご説明いただきます。

その後、残りの時間で各委員から質問を行います。

質問が終了しなかった場合などは、追加で文書による質問をさせていただく場合もあります。

それでは、計画事業6「配偶者等からの暴力の防止」について、説明をお願いします。

【男女共同参画課長】

男女共同参画課長です。よろしくお願いします。

<事業説明>

【部会長】

ありがとうございました。

まず、関係法令についてですが、新宿区配偶者等暴力防止及び被害者支援基本計画をあげています。法律の記載はないようですが、法律に定められている権限を行使できる機関として、配偶者暴力相談支援センターを設置しているという理解でよろしいのでしょうか。

【男女共同参画課長】

はい、そのとおりです。

【部会長】

DV（ドメスティック・バイオレンス）の防止や男女共同参画の推進といったことは、男女共同参画課だけで行っているのではなく、庁内で連携して取り組んでおり、また、この計画事業だけでなくほかの業務としてもDVの防止に関して幅広く実施しており、この啓発講座はその一部ということで理解しましたが、それでよろしかったのでしょうか。

【男女共同参画課長】

はい、そうです。実際に、DV被害を受けている方の支援に関しましては、相談窓口を設置しています。緊急度の高い方の保護に関しても、庁内で既に連携がとれています。様々な取組の一部として、この啓発講座がございます。

【部会長】

男女共同参画の推進やDVの防止というのは壮大なテーマで、それを啓発講座だけで対応すると考えることは違和感がありますが、それだけでなく、所管課で実施している仕事はもっとたくさんあるのです。庁内連携の調整も含め、幅広く取り組まれているということを前提として認識する必要があるかと思います。

それから、講座を実施したこととDVに関する認識度が高まったということの因果関係があまり想像できないのですが、その点どうお考えですか。

【男女共同参画課長】

私どもも、啓発講座の実施だけで、認識度を大きく向上させることができるとは思っていません。ただ、講座については、若い方の参加が少ないと思っており、早いうちから認識を高めていただきたいので、若い方を対象とした講座を実施しています。

ただ、多くの区民の方が、DVが人権侵害であると認識していただけるかというのは、地道に取り組んでいくしかないと思っています。

【部会長】

焦点を絞ったという点が、前回に比べて一つ前進しているところですね。

【委員】

「効果的・効率的な視点」の評価の理由欄に、「DVの防止や啓発活動に実績のある民間団体」とありますが、これは何団体ぐらいなのでしょう。

【男女共同参画課長】

平成27年度は1団体です。性暴力に遭った方の保護等に取り組んでいる団体で、3講座を実施

したところ、保護施設などについて具体的なお話をいただきました。そうしたところ、参加者の方から非常に高いご関心をいただきました。参加者の方々には、そういう認識が非常に高まったのではないかと考えました。

【委員】

「配偶者等からの暴力の防止」という事業名ですが、事業内容から見ると、過大に感じてしまうのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

それから、各講座の参加者の内訳を教えてください。

【男女共同参画課長】

確かに壮大な事業名であるかと思います。ただ、こうした講座のほかにも様々な取組をしており、現在、配偶者暴力相談支援センターの設置という非常に大きな命題を抱えているところです。23区でも13区ほど設置しているのですが、各区で支援センターを持つということは非常に大変なことで、危機的な状況にある方を緊急に保護するためにどういうことを整えたらよいかといったことを考えながら、庁内で連携して進めているところです。

各講座の参加者の内訳は後ほど資料を提供させていただきます。

【部会長】

計画事業は、区として計画的・優先的に行っているということで、区民にアピールしている側面もあるかと思います。そうすると、壮大な事業名になるのも理解できるかなと思います。

あと、配偶者暴力相談支援センターの設置は非常に期待されているところですが、児童相談所も区に移管されるようになります。そこでの連携といったことはまだお考えではないのですか。

【男女共同参画課長】

今後、連携の必要が出てくるかと思います。

【委員】

講座の参加が多いというのはもちろんのこと、どんな方が参加するのかというのが非常に大切なのではないかと思います。

【部会長】

若い方の参加が少ないのが心配です。

【男女共同参画課長】

講座の内容が、実際の保護等のお話でしたので、支援者の方の参加が多かったようです。ただ、当事者の方や学生の方も参加していました。

【委員】

通常、DVと言えば家庭内暴力のことですが、この事業においては、家庭内暴力からもう少し範囲を広げているように見えます。

ただ、どれだけ講座を行っても、当事者がこういう場に出てくるということはなかなかないのでないでしょうか。第三者に対する働き掛けは、枠を広げてどんどん行っていると思いますが、それにも増して、DVという行為が広がってきていると思うのです。そのことに対して、

どのように焦点を絞って取り組んでいくかが大事なのではないのでしょうか。

【男女共同参画課長】

この計画事業ではありませんが、悩みごと相談という事業を行っています。弁護士や元家庭裁判所調査官の方を相談員として、実際にDV被害に遭われている方が相談する窓口を用意しています。

また、課は異なりますが、生活福祉課に女性相談を担当する職員がいます。実際に被害に遭われて、すぐに逃げたい等のお話については、そちらの窓口、あるいはお近くの警察などに直接お話をいただいています。

【部会長】

恐らく、DVの啓発というのは、刑法犯的な面とは少し異なる観点だと思うのです。例えば、家で暴れて食器を全部壊したといったことについては、刑法犯的にはそこまで大きくないことです。しかし、DVという観点から見れば、これは大変な人権侵害です。その観点を、こちらも共有して評価に臨まないといけないと思います。

それから、デートDVはこの施策の対象になっているということでもよろしいのでしょうか。

【男女共同参画課長】

はい、そのとおりです。

【委員】

目的欄にも、「DVは、個人の尊厳を害する重大な人権侵害である」とあります。この文言には、大変重みがあります。実際に、加害者には人権を侵害しているという意識がないと思うのです。ですから、このことを引き続き掲げていってほしいと思います。

それから、DVに関する認識度はどのように調査しているのか、詳しくご説明ください。

【男女共同参画課長】

区政モニターアンケートの中で、例えば、何を言っても無視をする、行動を制限する、交友関係やメールをチェックするといった行為を14項目ほど例示し、どの行為がDVだと思うかを調査しています。

【委員】

区内の実際の被害状況や程度、頻度などは把握しているのでしょうか。

【男女共同参画課長】

現在は把握していません。ただ、経常事業として、女性問題に関する相談機関連携会議を実施しています。その会議には、区内4警察署や庁内の関係部署が構成員として入っており、実務レベルで話し合う連携会議を開いています。

【委員】

配偶者暴力相談支援センターは、現実に設置されるものなのでしょうか。

【男女共同参画課長】

平成29年度に設置する方向で、庁内で検討しているところです。

【委員】

家庭内暴力だけを対象としているわけではないのですね。

【男女共同参画課長】

法律が改正になり、配偶者だけでなく、婚姻関係にないパートナーも含めることとなりました。そのため、「配偶者等」と表記しています。

【部会長】

それでは、次の事業に入りましょう。次は、計画事業7「男女共同参画の推進」です。説明をお願いします。

【男女共同参画課長】

それでは説明します。

<事業説明>

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、委員からご質問をお願いします。

【委員】

小学校高学年向けの情報誌というのはどういうものなのでしょうか。

それから、実施している講座の内容や参加者のことについても詳しくご説明ください。

【男女共同参画課長】

まず、小学校高学年向けの情報誌ですが、「みんないきいき」という冊子です。自分らしくという内容をテーマにしているものです。教育委員会の先生方と連携して作成しています。

それから、講座の内容等については、後ほど資料を提供させていただきますが、いくつかご紹介させていただきます。年20回もありますが、例えば、親子の護身術、多様な性の生き方を認める、これからの結婚と離婚ということを最高裁判決から考える、育児ママの再就職準備講座、子どもの自立を育むかたづけ術、思春期の居場所づくり、若者のためのコミュニケーション力のアップ、企業に求められるハラスメント対策、仕事と介護の両立などがあります。

【委員】

どんな方が参加しているのですか。また、どういう方法で募集しているのですか。

【男女共同参画課長】

様々な方にご参加いただいています。

募集については、チラシの配布や区広報への掲載により実施しています。チラシについては、区施設や区内の学校等にてお配りしています。区ホームページにも掲載しています。

【委員】

男女共同参画推進会議を開いているようですが、どういった会議なのですか。

【男女共同参画課長】

男女共同推進計画全般を審議する、条例設置の審議会です。

【委員】

小学校高学年向けの情報誌ですが、配付だけでなく、もっと積極的に活用してははいないので

しょうか。

【男女共同参画課長】

現時点では、配付しているところまでです。学校の事情もそれぞれありますので、授業や朝の時間の中で取り上げていただいているということは聞いていますが、それぞれの小学校にお任せしているのが現状です。

平成29年度に冊子の内容を見直す予定ですので、先生方と相談しながら、活用方法等について考えていきたいと思ひます。

【委員】

小学校の5・6年生がこういうことを学習して、本当に意識が変わっていくと思ひます。もっと活用してほしいです。次の内部評価に期待しています。

【男女共同参画課長】

ありがとうございます。我々もそれを課題と考へています。

【委員】

この冊子の作成に当たっては、もう少し今どきの子もたちの気持ちに沿ったものに変えたほうがいいのではないかと考へますが、いかがでしょうか。

【男女共同参画課長】

はい、平成29年度に見直す予定ですので、その中で考へていきたいと思ひます。

【委員】

男女共同参画推進センターですが、現在の場所に設立された経緯を教えてください。

【男女共同参画課長】

現在の土地は、女性が地位を向上するために使っていたきたいということで、地域の方からいただいた土地です。建設から33年経っていますので、建物自体は古くなっていますが、非常に意義のあるセンターだと考へています。場所が分かりにくい、建物が古いという声があることも重々承知していますが、地域の方にはそれでも使っていたいただいているところです。

【部会長】

それでは、次の事業に入ります。次は、計画事業8「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」です。説明をお願いします。

【男女共同参画課長】

それでは説明します。

<事業説明>

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、委員からご質問をお願いします。

【委員】

企業の募集はどのように行っているのでしょうか。

また、認定企業は、どのような基準で選ばれているのでしょうか。

最後に、現在、実績はずっと低いままで推移していますが、この原因はどこにあるとお考えでしょうか。

【男女共同参画課長】

まず、この事業は委託により実施しています。実際に申請いただいた企業のヒアリング等は、全て委託により実施しています。

募集については、区からの情報発信のほか日本生産性本部が行っている企業セミナーを通じて、講座のチラシを配ったり、勉強会の紹介をしていただいたりしています。また、東京商工会議所新宿支部のお力を借りて区内企業への紹介を行っています。

認定企業については、三、四社から申請をいただいたところで、現在、庁内の関係部署から成る審査会において審査が行われています。

東京都がほぼ同じような事業を進めてきたということが最近分かりまして、ただ、我々は平成19年度から事業を実施しており、区として先駆的に取り組んでいたと考えています。今後、この事業をどのように展開していくかですが、やはり中小企業にワーク・ライフ・バランスが大切であるということを広めていきたいと考えています。なかなか大変だというお話を伺っていますが、平成30年度からの新しい男女共同参画推進計画の策定に向けて、調査を今年度実施する予定であり、その中で区民と企業の方にアンケートを配付しますので、その辺りのことを周知していきたいと考えているところです。

【委員】

企業は、この事業に対してあまり関心がないのでしょうか。アプローチが足りないのではないのでしょうか。

【男女共同参画課長】

アプローチについては、足りないところがあると思いますので、今年度はチラシを配布するだけでなく、区内事業者が集まる情報交換会などに出向き、こちらから積極的に説明等を行っていくということを考えています。

【委員】

達成度が低い状況を改善するために、具体的に取り組もうとしていることはありますか。

【男女共同参画課長】

ワーク・ライフ・バランスですが、大企業の方は大分取り組んできていただいたように思いますが、中小企業の方はなかなか難しい状況です。例えば、職員が育児休業や介護休暇を取得するに当たっては、会社自体がある程度しっかりしていないとそこまで踏み込めないということがあると聞いています。

ただ、これまで数社ではありますが、前年度申請していただいて、実際にコンサルタントを派遣したところ、残業時間が大幅に減り、働き方を変えることができることに驚いたと言ってくれる会社がありました。そのことから、区が取り組む意味はあるのではないかと考えているところです。

今年度からは、中小企業のほうにもっと目を向けて取り組んでいきたいと考えています。

【委員】

ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定ですが、四つの認定分野のうち、一つでも優れていれば認定されるのですか。

【男女共同参画課長】

認定分野において、すでに取り組んでいる項目数がおおむね6割以上と高いことと、その他の分野においても取組が定着していることなどを総合的に勘案して認定されます。

【部会長】

では、この事業のヒアリングは、これで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、計画事業37「障害者、高齢者、若年非就業者等に対する総合的な就労支援」について、説明をお願いします。

【勤労者・仕事支援センター担当課長】

勤労者・仕事支援センター担当課長です。よろしくお願いします。

<事業説明>

【部会長】

ありがとうございました。

第三次実行計画では、目標値を下げたということですが、今後、どのように改善していくのかというものはありますか。

【勤労者・仕事支援センター担当課長】

障害者については、その個性に応じた支援を行っています。職員の支援スキルを上げたいと考えています。また、グループ単位での分担業務については、その役割分担を的確にしてスピードアップを図ることを考えています。

これから職場に入った方の定着支援策を充実させていきたいと考えており、限られた人員の中で適切に支援を実施したいと考えています。

【委員】

就職者に対するフォローをどのように行っているのですか。

【勤労者・仕事支援センター担当課長】

会社に行って相談を受けたり、会社側からの相談も受けながら、定着支援を行っています。

若年非就業者については、平成27年7月に、若者のワンステップ応援事業ということで、既存の「あんだんて」という若年者向けの支援室に加え、7か月間、一定の方への支援を行うというインターンシップ強化を始めました。現在、第4期の方に対する支援を行っているところです。

【委員】

障害者と一括りで表されていますが、3障害について分けて支援しているのでしょうか。

【勤労者・仕事支援センター担当課長】

知的、身体、精神の3障害に対して全て支援するということに特徴があります。

【委員】

従業員が50人以上の場合には、障害者の方を1人雇わなければならないとなっているので、これだけ実績が低いのが不思議です。PRの問題もあるのでしょうか

【部会長】

恐らく、障害に応じて就職数にばらつきがあるのではないのでしょうか。

【委員】

それぞれの適性に応じて訓練を行うというのは、なかなか大変ですね。

【勤労者・仕事支援センター担当課長】

就労に向けての訓練をして、適性を見て会社にも相談して、その方に合った仕事を見つけて就職していただきます。そして、就職した後についても、本人からの相談にも乗りますし、会社側に対し、この方はこういう特徴があるので十分配慮をお願いしたいということで、定着支援を行っています。

【委員】

定着率としては何%ぐらいなのですか。

【部会長】

どのくらい続いたかということですね。そういうことが分かるデータがあれば、後ほどご提供ください。

【勤労者・仕事支援センター担当課長】

分かりました。

【部会長】

では、この事業のヒアリングは、これで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、計画事業29「新型インフルエンザ対策の推進」について、説明をお願いします。

【保健予防課長】

保健予防課長です。よろしく申し上げます。

<事業説明>

【部会長】

ありがとうございました。

BCPというのは何ですか。

【保健予防課長】

事業継続計画のことです。新型インフルエンザは、毎年流行しているインフルエンザと違い、我々のほとんどが免疫を持っていない、新しい型のインフルエンザです。そのため、国民の多くが罹患することによって社会活動に影響を与えます。区役所で働いている我々職員も、多くは欠勤してしまうと思われるので、残りの職員でうまく業務を回していくために、新型インフルエンザが流行したときに休止する業務や新たに発生する業務、継続的に実施しなければならない業務を洗い出して、あらかじめ計画を立てています。

【部会長】

関係法令に、新型インフルエンザ等対策特別措置法をあげていますが、この法律に直接規定されている実施内容と、区独自の実施内容について、簡単にご説明ください。

【保健予防課長】

大枠としては全て法律に定められています。ただ、具体的な実施方法については、区独自の部分もあります。例えば、住民に対する予防接種は法律に規定されていますが、全ての自治体で体制整備がされているかという点、全国的にまだそういう状況にありません。しかし、平成27年度に、区内では新宿区がいち早く体制整備をしました。具体的には、区民全員に対し予防接種を打つこととなりますので、これまで実施したことの少ないような規模での予防接種となります。集団的な接種と言って、クリニックに行き一人ひとり接種するのではなく、集会所のようなところに集まってたくさんの方が接種するような形となります。新型インフルエンザが流行しているときですので、接種をする医療スタッフの確保ということが大きな課題なのですが、その点については医師会と協定を結びました。こういった準備は、それぞれの自治体でおのおの工夫しながら行っていますので、全ての自治体が同じように行っているということではありません。

【部会長】

区民全員が接種するというのは、必ずしも法律が要求しているところではないのですか。

【保健予防課長】

強毒性の新型インフルエンザが出た場合と、2009年にメキシコから発生した豚由来のインフルエンザのような、それほど病原性が高くないインフルエンザが発生した場合と、二つのパターンを国は想定しています。強毒性のインフルエンザが発生した場合には、国が「緊急事態宣言」を出しまして、国民全員に予防接種を打ちます。

【委員】

新型インフルエンザが発生しやすい時期というのはあるのでしょうか。

また、それに対する国や東京都のワクチン体制などはどうなっているのでしょうか。

最後に、警察や消防との関係は、どのようになっているのでしょうか。

【保健予防課長】

通常インフルエンザは冬季に流行しますが、新型インフルエンザに関しては流行期はありません。実際に、2009年の新型インフルエンザも、ゴールデンウィーク頃に発生して、日本でも夏場に流行しました。

また、あらかじめこの型が流行するということを予測してワクチンを準備するというのは難しい状況です。しかし、現在、鳥由来のインフルエンザ、高病原性鳥インフルエンザが世界各地で発生していき、それが人への感染を繰り返すようになると、新型インフルエンザとなって大きな健康被害をもたらす恐れがあるのですが、この一部のタイプについては、あらかじめ国がプレパンデミックワクチンを一定数備蓄しています。ただ、こちらは、基本的には新型インフルエンザ対策に携わる人のためのワクチンであり、国民が広く予防するためのワクチン

については、実際に発生してから作るというような形になります。

警察、消防についてですが、新型インフルエンザが発生した際、発生当初においては、日本にウイルスを入れさせないという検疫での水際作戦を実施します。そして、感染した方には入院していただくなど、感染拡大防止策をとります。そのときの患者の搬送やワクチンの搬送、ほかにも、社会的な混乱といったことについて、連携して対応しています。

【委員】

このような体制を整えていることについての区民への周知というのはどのようになっていますか。

【保健予防課長】

区民への普及啓発については、主に保健予防課で行っています。

通常のインフルエンザの発生時期に合わせて、新型インフルエンザも通常のインフルエンザも飛沫感染しますので、咳エチケットやマスクの着用といったところの普及啓発を中心に実施しています。具体的には、ポスターの掲出や、メッセージ付きのマスクの配布を行っています。

【委員】

区内医療機関との連携もできているということですね。

【保健予防課長】

はい。まず、国立国際医療研究センターなど、感染症法に基づく指定病院があります。しかし、流行期はそれだけでは対応できませんので、区内の主たる病院との連絡会を立ち上げ、それぞれの病院の特性について話し合い、地域医療機関の役割分担を検討しています。その成果が、この地域医療包括BCPです。区内の病院のそれぞれの役割を明確にして、BCPを策定しました。

【委員】

指標として「流行期に院外処方を受ける保険薬局の数」をあげていますが、流行期の院外処方というのはどういうことですか。薬局でワクチンを接種してもらえるのですか。

【保健予防課長】

新型インフルエンザ発生時に想定されることとしては、新型インフルエンザを診療することが決められた医療機関ではない、その他多くの一般診療所や薬局において、診療や調剤の拒否などが起こることも想定されます。そういったことが起きないように、新型インフルエンザ未発生の段階から感染防護服を配付をして訓練を一緒にしていただき、流行期における一般の診療所や薬局の受入れ体制を整えています。

【委員】

こういう訓練は区内何か所で実施しているのでしょうか。

【保健予防課長】

住民接種に関する訓練は、平成27年度に初めて、戸塚地域センターにおいて実施しました。

先ほど、全区民に接種するために集団的な接種を行うとお話ししましたが、そのために今後、いろいろな場所で展開していかなければならないと考えています。

【部会長】

よろしいでしょうか。では、ヒアリングはここまでとします。ありがとうございました。
本日はこれで閉会とします。お疲れさまでした。

<閉会>